徳島県再犯防止推進計画

令和２年３月２６日

徳島県

目 次

はじめに …… 1

Ⅰ 再犯防止推進計画策定の目的

第１ 徳島県再犯防止推進計画の位置付け …… 2

第２ 基本方針 …… 2

第３ 計画期間 …… 3

Ⅱ 再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策の成果指標 …… 3

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第１ 国・民間団体等との連携強化のための取組

１．国・民間団体等との連携強化 …… 4

第２ 就労・住居の確保のための取組

１．就労の確保 …… 6

２．住居の確保 …… 7

第３ 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

１．高齢者及び障がい者に対する支援 ……10

２．薬物依存症者に対する支援 ……11

第４ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

１．非行の防止 ……13

２．学校等と連携した修学支援の実施 ……14

第５ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

１．ストーカー加害者に対する指導等…… 16

２．暴力団員の社会復帰に向けた指導等…… 16

３．性犯罪をした者に対する指導等…… 17

４．ＤＶ加害者に対する指導等…… 18

第６ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

１．民間協力者の活動の推進 ……19

２．広報・啓発活動の推進 ……20

参考資料……22

はじめに

本県の刑法犯検挙人員数については、平成 15 年以降は減少傾向にあり、平成 30 年は 910 人と、初めて 1,000 人を切りましたが、一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は約５割で推移しています。

犯罪をした者等の中には、罪を償って矯正施設[1]を出所し、立ち直って社会に復帰しようとしたものの、社会経験の不足や高齢・障がい、貧困、周囲の理解不足等の理由により住居や就労先を確保できなかったり、社会に受け入れられずに息苦しさを感じて、再び犯罪に手を染めてしまうケースが少なくありません。

このようなケースに対応するため、国においては更生保護[2]をはじめとする再犯防止対策を実施してきました。

また、県においては徳島県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、矯正施設や保護観察所[3]等と連携して、社会復帰や地域生活への定着を支援してきたほか、民間団体への支援や、「社会を明るくする運動」と連動した「『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動」の実施などによる啓発などの取組を行ってきました。

さらに、民間団体においても、更生保護法人徳島自立会（以下「徳島自立会」という。）が出所者等に対し衣・食・住の提供や職業訓練・生活指導などの支援を実施するとともに、徳島県更生保護女性連盟は徳島自立会における食事サービスの提供や、子ども・高齢者の見守りを行っています。

再犯を防止するためには、こうした取組を進めている国や県、民間団体等が連携し、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう支援する必要があります。

ゆえに、国においては、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）を公布・施行し、国と地方公共団体及び民間団体等が緊密な連携協力の確保に努めなければならない、と定めました。

そこで、県においては、再犯防止推進法の理念に基づき、地方行政に課せられた役割を踏まえて、本県の実情に応じた施策を展開しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていきます。

---

[1] 矯正施設
犯罪をした者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）

[2] 更生保護
犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人が自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

[3] 保護観察所
法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導や支援等を行う機関

Ⅰ　再犯防止推進計画策定の目的

第１　徳島県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第８条第１項に定める計画として策定します。

また、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」や「とくしま“地域のきずな”サポートプラン～徳島県地域福祉支援計画～」等の関連する計画と連携を図ります。

第２　基本方針

国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）に設定されている５つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

１ 国・民間団体等との連携強化
２ 就労・住居の確保
３ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
４ 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施
５ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
６ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

＜参考＞国の再犯防止推進計画に設定されている５つの基本方針

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤　国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第３　計画期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

Ⅱ　再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

【成果指標：刑法犯検挙者中の**再犯者数**を、**令和６年度末までに平成 30 年**から**20%以上減少**させる。】

平成 30 年　444 人
目標値　　350 人（令和６年度）

（出典：徳島県警察「犯罪統計書」）

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	合計
刑法犯検挙人員数	1,263	1,168	1,103	1,048	910	5,492
うち再犯者数	597	576	531	494	444	2,642
(参考)再犯者率	47.3%	49.3%	48.1%	47.1%	48.8%	－

※再犯者率については検挙人員数により大きく変動するため、指標として設定しません。

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第１　国・民間団体等との連携強化のための取組

１　国・民間団体等との連携強化

ア　現状

・徳島地方検察庁が、平成 30 年度に福祉サービスが必要な者として市町村につないだ者は７名でした。

・徳島県地域生活定着支援センターが平成 30 年度に特別調整[4]依頼を受けた者は９名でした。

イ　国及び県の取組

・徳島地方検察庁においては刑事政策推進担当者を指名し、支援対象者を徳島保護観察所や福祉サービスへつないでいます。

・徳島保護観察所においては、更生保護を担う機関として、地方公共団体及び民間団体等と連携し、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、社会の中で立ち直ることができるよう取り組んでいます。

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会、徳島市青少年育成補導センター運営協議会、徳島市いじめ問題等対策連絡協議会、徳島県薬物乱用対策推進本部会議、徳島県要保護児童対策地域協議会等へ参画しています。

・徳島刑務所においては、帰住地のない受刑者について、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携して、希望地の更生保護施設[5]や自立準備ホーム[6]へ帰住させるように取り組んでいます。

・また、県においては、徳島県薬物乱用対策推進本部会議を開催し、関係各機関とともに、事業推進方針の策定、情報交換を行っています。
さらに、関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止指導員による地域に密着した啓発活動の実施、啓発キャラクターを活用した啓発活

---

[4] 特別調整
高齢（おおむね 65 歳以上）であり、または障がいを有する刑務所出所者等であって、かつ適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと

[5] 更生保護施設
主に保護観察所から委託を受けて、住居が無かったり、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設

[6] 自立準備ホーム
あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す民間施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に委託して宿泊場所や食事の提供と共に、毎日の生活指導等を行う

動の展開などに取り組んでいます。

ウ　民間団体の取組

・保護司[7]会においては、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、更生保護サポートセンターを県内９地区全てに設置しています。

・更生保護法人徳島県更生保護協会（以下「更生保護協会」という。）においては、関係団体（保護司会連合会、更生保護女性連盟、ＢＢＳ連盟等）への助成を行っています。また、機関誌「更生保護とくしま」を発行し、関係機関に対する指導連絡を行っています。

・徳島県更生保護女性連盟においては、保護司や保護観察所、警察等と連携して、更生保護施設への支援及び犯罪予防活動等を行っています。

・徳島県地域生活定着支援センターにおいては、医療や福祉、行政、教育関係機関とネットワーク協議会を開催するとともに、事業の普及・啓発を図るため、関係機関からの要請に応じて事業説明を行い、協力機関の拡大や受け入れ先の確保に努めています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・犯罪をした者等を支援するための関係機関・団体が一堂に会し、情報交換や連携等を図るための場がない。

⇒　関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、課題等の情報共有、徳島県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。

・行政、就労及び医療・介護等の関係機関が連携して犯罪をした者等を支援するための体制を強化する必要があること。

⇒　県内外のあらゆる関係機関・団体と連携して犯罪をした者等を支援するための体制づくりについて検討します。

[7] 保護司
犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う

第２ 就労・住居の確保のための取組

１　就労の確保

ア　現状

・徳島刑務所に入所した再犯者のうち、再犯時に無職であった者は、平成 30 年は 59 人、令和元年 7 月末時点で 23 人でした。（出典：徳島刑務所）

・本県における協力雇用主[8]は、令和元年 12 月末時点で 175 社が登録しており、そのうち実際に雇用している雇用主は 15 社でした。

（出典：徳島保護観察所）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
協力雇用主数	139	138	153	162	175
実際に雇用している協力雇用主	4	5	12	14	15

※令和元年度においては 12 月末時点

イ　国及び県の取組

・徳島保護観察所においては、就労・職場定着奨励金や就労継続奨励金の給付や身元保証制度の実施、協力雇用主の確保に取り組んでいます。

・徳島刑務所においては、矯正就労支援情報センター室[9]（通称「コレワーク」）や協力雇用主と連携・協力しながら在所中の内定を得られるよう取り組んでいます。また、刑務所内での就職説明会を開催したり、出所前に民間企業と連携して刑務所外で職場体験を実施したりしています。

・徳島労働局においては、徳島刑務所や徳島保護観察所等との連携強化や、ハローワーク職員の資質向上を目的とした経験交流会への参加、刑務所出所者等就労支援事業専用求人を活用した職業相談・職業紹介などに取り組んでいます。

・また、県においては徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながらきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施しています。

さらに、生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握

---

[8] 協力雇用主
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

[9] 矯正就労支援情報センター室
平成 28 年 11 月から東京矯正管区及び大阪矯正管区に設置されており、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしている。通称は「コレワーク」（平成 30 年度実績…事業者からの相談 1,109 件、採用内定 349 人）

した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業を実施しています。

ウ　民間団体の取組

・更生保護協会においては、出所者が就職する際の身元保証に要する費用の一部又は全部を給与しています。

・徳島自立会においては、刑務所出所者等に対して就職に向けた指導や援助を実施しています。

・特定非営利活動法人徳島県就労支援事業者機構（以下「徳島県就労支援事業者機構」という。）においては、協力雇用主の開拓や、犯罪をした者等を雇用した事業主に対する助成金の支給等に取り組んでいます。また、雇用していただいた対象者の不注意により雇用者の車輌や機械類あるいは第３者に対して損害を与えてしまった場合、弁償金をお支払いしています。

・県下の各保護司会においては、矯正施設の仮釈放者がスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話合い、就労の確保などを行い必要な受入態勢を整える生活環境調整を実施しています。

・社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「徳島県社会福祉協議会」という。）においては、県から生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業を受託し、県内町村部の自立相談窓口として、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者（刑務所出所者等を含む）の自立に向けた取組を展開しています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・高齢や障がいなどの理由により、就労が難しい者がいること。

⇒　引き続き、徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組みます。

・矯正施設だけでは実施可能な職業訓練は限られていることから、必ずしも、協力雇用主として登録している企業の雇用ニーズに即した職業訓練が十分に実施できているとは言えない状況にあること。

⇒　出所後の継続的な就労に結び付くように、引き続き、生活困窮者自立支援制度のうち就労準備支援事業や就労訓練事業などへのつなぎ等に努めます。

・徳島刑務所の受刑者の多くが県外出身者のため、就労の支援に限界があること。

⇒　矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）、徳島県就労支援事業者機構及び協力雇用主と連携した就職先の確保等の施策について、検討します。

２　住居の確保

ア　現状

・徳島刑務所において、平成 30 年の出所者 66 人のうち、雇用主のもとに住込

就労した者は３人、社会福祉施設に入所した者は１人で、適当な帰住先がない者は８人（出所者全体の 12.1％）でした。
また、令和元年７月末時点においては、出所者 30 人のうち、雇用主のもとに住込就労した者は３人、社会福祉施設に入所した者は１人で、適当な帰住先がない者は５人（出所者全体の 16.7％）でした。（出典：徳島刑務所）

・更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は令和元年７月末の時点で 14 人（更生保護施設 13 人、自立準備ホーム１人）でした。（出典：徳島保護観察所）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
更生保護施設	35	34	32	27	13
自立準備ホーム	7	3	7	2	1

※令和元年度においては７月末時点

イ　国及び県の取組

・徳島保護観察所が更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ、更生緊急保護[10]や特別調整による居場所の確保等に取り組んでいます。
・徳島刑務所においては、帰住地のない受刑者について、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携して、希望地の更生保護施設や自立準備ホームへ帰住させるように取り組んでいます。
・また、県においては、公的賃貸住宅の的確な供給に取り組むとともに、保護観察対象者については、住宅セーフティネット法の対象となる住宅確保要配慮者として、住宅の供給に取り組んでいます。
さらに、生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて住居確保給付金の支給をしています。

ウ　民間団体の取組

・県下の各保護司会においては、矯正施設の仮釈放者がスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整える生活環境の調整を実施しています。
・更生保護協会においては、出所者へ帰住旅費や食事費等の更生援助金を給貸与しています。
・徳島自立会が徳島保護観察所と連携して、更生保護施設において犯罪をした者等のうち身寄りや住居がない者に対して宿泊場所や食事など、安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供するとともに、自立に向けた指導や調整（退所後における住居の調整指導、福祉や医療機関への橋渡し）の実施

[10]更生緊急保護
保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合に、食事の給与や医療及び療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室及び必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な指導助言の実施といった措置を行うこと

等に取り組んでいます。
・徳島県地域生活定着支援センターにおいては、保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした者等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、受け入れ先施設のあっせん等に取り組んでいます。

エ　課題及び解決に向けた取組
・身元引受人や身元保証人のない者、高齢や障がい、病気などにより就労が困難なため、民間の賃貸住宅を利用することが出来ない者がいること。

⇒　関係各機関が連携して、犯罪をした者等の住居の確保に取り組みます。

第３　保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

１　高齢者及び障がい者に対する支援

ア　現状

・平成 30 年の徳島県における新受刑者（犯罪時に徳島県に居住していた者）85 人のうち、65 歳以上の高齢者は 23 人（27.1%）で、全国平均（12.2%）を大きく上回っています。

（出典：法務省矯正局調査）

		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
徳島県	総数	97	79	97	91	85
	65 歳以上	15 (15.5%)	17 (21.5%)	32 (33.0%)	15 (16.5%)	23 (27.1%)
全国	総数	21,866	21,539	20,467	19,336	18,272
	65 歳以上	2,283 (10.4%)	2,313 (10.7%)	2,498 (12.2%)	2,278 (11.8%)	2,222 (12.2%)

・また、平成 30 年の徳島県における新受刑者 85 人のうち、入所時の精神診断において「精神障害あり」と診断された者は 22 人（25.9%）で、全国平均（15.0%）を大きく上回っています。

（出典：法務省矯正局調査）

		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
徳島県	総数	97	79	97	91	85
	精神障害あり	13 (13.4%)	6 (7.6%)	12 (12.4%)	23 (25.3%)	22 (25.9%)
全国	総数	21,866	21,539	20,467	19,336	18,272
	精神障害あり	2,809 (12.8%)	2,825 (13.1%)	2,922 (14.3%)	2,595 (13.4%)	2,733 (15.0%)

イ　国及び県の取組

・徳島地方検察庁においては刑事政策推進担当者を指名し、入口支援として福祉サービスへのつなぎ支援や更生緊急保護等の支援に取り組んでいます。

・徳島刑務所は、出口支援として、社会福祉士による面談を実施することによる福祉サービスのニーズの把握、特別調整の実施に取り組んでいます。また、福祉関係団体に刑務所の見学を実施し、高齢受刑者や障がいのある受刑者の現状について理解を深める取組を進めています。

・また、県においては生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業、住居確保給付金の支給を実施しています。

ウ　民間団体の取組

・徳島自立会においては、高齢の出所者に対して就労支援及び福祉サービスへの橋渡し等に取り組んでいます。

・徳島県地域生活定着支援センターにおいては、保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした者等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、高齢または障がいを有し、福祉サービスを受けることを希望する者については、申請支援等を行っています。
・徳島弁護士会においては、障がいを有すると思われる者に対して刑事裁判の手続きが開始された場合に、社会福祉士等と連携してその後の更生支援計画について検討しています。

エ　課題及び解決に向けた取組
・本県においては、犯罪をした者等に占める高齢者及び障がい者の割合が非常に高く、就労や住居の確保が特に困難であり、また治療を必要とする者もいることから、再犯を防止するための十分な施策の実施が必要とされていること。
・特別調整や更生緊急保護を希望しない者や、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応が必要であること。
・高齢又は障がいのある者のうち、適切な社会福祉施設や社会福祉制度等に繋ぐ必要がある者については、社会福祉士等の民間の支援者と協力して対応を行う必要があるが、現状では支援のための協力体制や助成制度が整っていないため、必要な対応を行うことができないおそれがあること。

⇒　現在の取組のほかに、国の関係機関への保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続の平易でわかりやすい言葉による細やかな周知を行います。
⇒　また、再犯防止推進協議会などあらゆる機会を活用して、関係機関の連携強化及び情報共有を図るとともに、その中で必要とされる支援・助成制度については、全国の実施状況等について情報収集を行い、検討します。

2　薬物依存症者に対する支援

ア　現状
・薬物事犯保護観察対象者のうち、平成30年度に保健医療機関による治療・支援を受けた者は10人（45.5%）でした。
（参考：平成29年度に治療・支援を受けた者…15人（62.5%））

（出典：徳島保護観察所）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
薬物事犯保護観察対象者	27	23	23	24	22
うち治療・支援を受けた者	5	5	6	15	10
全体に占める割合	18.5%	21.7%	26.1%	62.5%	45.5%

・徳島県精神保健福祉センターにおいて、平成 30 年度に薬物に係る相談を受け付けた件数は 23 件でした。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
薬物に係る相談件数	3	2	25	30	23

イ　国及び県の取組

・県内矯正施設及び徳島保護観察所が、専門的プログラムの実施やガイドラインの作成、引受人・家族会の実施、地域支援連絡協議会の開催等に取り組んでいます。

・また、県においては、徳島県薬物乱用対策推進本部会議の参画機関が薬物関連相談窓口を設置し、薬物乱用に悩む本人及び家族等からの相談に応じています。

さらに、ダルク支援者関係者の定例会議に参加するとともに、「とくしま依存症相談拠点」において、薬物依存者やその家族からの相談を受け付けています。

ウ　民間団体の取組

・徳島県更生保護女性連盟の県下 46 地区会長が県から薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、県内の各地域において開催される様々なイベントに参加し、薬物乱用等に係る啓発・広報活動を行っています。

・また、県内の少年警察ボランティアや保護司等も薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、各種啓発・広報活動を行っています。

・徳島ダルクにおいては、薬物をはじめとする様々な依存症者に対して回復のための共同生活の場や、回復プログラム等を提供するとともに、薬物依存症者の家族等への相談支援やフォーラムによる啓発等に取り組んでいます。また、自立準備ホームの運営を受託し、刑務所出所者や仮釈放者、保護観察中の方、依存症の治療・回復プログラムを受けられている方について、共同生活による生活訓練を提供しています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・薬物事犯者には、更生保護団体や徳島ダルク、保健師等の各機関が連携した支援体制が必要であること。

・薬物依存に対する医療機関・体制の不足、薬物依存症者が自助グループだけでは薬物依存症の知識や支援の情報を入手しがたいこと。

⇒　現在の取組を通じて、課題の解決に向けて各機関と連携します。

第４　非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

１　非行の防止

ア　現状

・平成 29 年度に、少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者については、それぞれ検察官送致が４人、少年院送致が 14 人、保護観察決定が 44 人、児童自立支援施設[11]等送致が２人、都道府県知事・児童相談所送致が０人、不処分決定が 40 人でした。

・平成 30 年の刑法犯少年検挙人員は 89 人で、前年に比べ 56 人減少しました。

（出典：徳島県警察）

	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
刑法犯少年	261	181	132	145	89

イ　国及び県の取組

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関等への具体的援助（面接の実施、事例検討会議への参加等）等に取り組んでいます。

・また、県においては、児童の非行に係る相談（救護相談・触法行為等相談）を受け付けています。

さらに、学校や家庭で適応が困難な 18 歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援しています。

加えて、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会（青少年育成フォーラム）を開催して、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発に取り組んでいます。

・また、県警察においては、少年相談、街頭補導活動、広報啓発活動に取り組んでいるほか、学校において非行防止教室等を開催し、非行の未然防止に努めています。

さらに、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、少年サポートセンターが中心となり、少年警察ボランティアや関係機関と連携し、非行少年や修学等に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を推進しています。

ウ　民間団体の取組

・更生保護協会においては、「社会を明るくする運動」に参加しているほか、

[11]児童自立支援施設
不良行為をしたりするおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、必要な指導を行うことによりその自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

保護観察所や関係団体と連携して、非行防止をテーマに「中学校生徒弁論大会」及び「小中学生作文コンテスト」を開催し、広報・啓発に取り組んでいます。

・徳島県保護司会連合会においては、各地区保護司会の学校担当保護司を中心に関係者との連絡協議会や、登下校時の声掛け運動を実施しています。

・徳島県ＢＢＳ[12]連盟においては、非行のない社会環境づくりのため、スポーツ等を通じて少年少女とコミュニケーションを図る社会参加活動や、公園の美化活動などの社会貢献活動を実施しています。また、青少年の非行防止活動として、夏休みを利用して中高生といじめなどの様々な問題について話し合う活動を毎年行っています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・家庭環境に対する親の意識の二極化傾向が生じていること。

・福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援（発達障がい等）や、保護者への相談支援が必要であること。

⇒　引き続き、療育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施します。

⇒　県警察においては、立ち直り支援として、継続的な指導・助言のほか、農業体験活動、スポーツ活動、社会奉仕体験活動等などの居場所づくりや修学・就労の支援を実施し、少年の規範意識の向上及び非行防止に努めます。

２　学校等と連携した修学支援の実施

ア　現状

・平成 26 年から同 30 年までの間に少年院を仮退院して保護観察となり、徳島県内に帰住した者は 70 名（表Ａ参照）でした。

また、少年院を仮退院して保護観察となり、平成 26 年から同 30 年までの間に保護観察が終了した者は 69 名で、その内、保護観察終了時に学生等であった者は８名（表Ｂ下段参照）でした。

（出典：徳島保護観察所）

〈表Ａ〉

年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
人数	15	20	13	10	12

[12]ＢＢＳ
非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する「Big Brothers and Sisters Movement（BBS 運動）」活動等

〈表Ｂ〉

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
人数	18	9	15	16	11
上記人数の内、学生等の人数	2	1	0	4	1

イ　国及び県の取組

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関等への具体的援助（面接の実施、事例検討会議への参加等）等に取り組んでいます。（再掲）

・県においては、学校や家庭で適応が困難な 18 歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援しています。（再掲）

また、ジョブカフェとくしまにおいては、若年者等の方を対象として職業相談や適性診断、各種セミナー等を実施しています。

さらに、家庭の状況にかかわらずすべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てるための就学支援金を支給しています。なお、特に私立高等学校等に通う低所得者世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて就学支援金を加算しています。

加えて、県内の対象地域において生活困窮家庭の子ども（中学生）を対象に、高校進学のための学習教室を開催する子どもの学習支援事業を実施しています。

ウ　課題及び解決に向けた取組

・非行少年もしくは非行少年であった者に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮して、矯正施設や保護観察所、学校などの関係機関が連携する必要があること。

⇒　現在の取組のほかに、関係機関が連携して情報交換や支援等を行うための体制づくりについて検討します。

第５　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

１　ストーカー加害者に対する指導等

ア　現状

・平成 30 年の県警察におけるストーカー事案に関する相談対応件数は 168 件で、前年に比べて２件増加しました。

イ　国及び県の取組

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。

・県警察においては、ストーカー事案を認知した場合は、被害者等の安全確保を最優先とした活動を行っています。事件化が困難な場合でも加害者に対する指導警告を行うなど、被害者等の安全確保に努めています。

ウ　課題及び解決に向けた取組

・ストーカー事案の加害者の中には、被害者への強い執着心等から、検挙等をされることを考慮せずに再度のつきまとい等を続ける者も存在し、再犯防止のためには、加害者の内面に働きかけを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効と考えられています。

⇒　引き続き、県警察においては、加害者の同意に基づき、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受けたり、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進しているほか、加害予防や被害防止等のため、ストーカー行為等に関する調査研究を推進しています。また、必要に応じて保護観察所等と連携して、加害予防のための取組を行っています。

２　暴力団員の社会復帰に向けた指導等

ア　現状

・全国の暴力団情勢について、暴力団構成員等の総数は平成 30 年 12 月末現在で約 30,500 人であり、そのうち県内の暴力団構成員等は約 90 人となっています。また、全国の指定暴力団は平成 30 年 12 月末現在で 24 団体であり、徳島県においては指定暴力団の傘下組織３団体を把握しています。（出典：徳島県警察）

イ　国、県及び団体の取組

・徳島刑務所においては、暴力団離脱指導を実施しており、警察等と協力した上で、暴力団の反社会性を認識させ、暴力団からの離脱に向けた働き掛けを

行い、本人の有する具体的な問題性の排除及び離脱意志の醸成を図るなどしています。

・県警察本部においては、公益財団法人徳島県暴力追放県民センター（以下「暴追センター」という。）と連携し、暴力団からの離脱に向けた支援として、徳島県暴力団離脱・社会復帰支援協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を実施しています。

・暴追センターにおいては、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行っています。

ウ　課題及び解決に向けた取組

・徳島刑務所及び徳島保護観察所が行う指導内容について、県警や福祉関係機関との間で十分な情報共有がされておらず、継続した個別支援には至っていないことから、今後、関係機関との連携強化等が課題となっています。

⇒　徳島刑務所及び暴追センターと連携し、暴力団からの離脱や出所後の社会復帰を望んでいる受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察や暴追センターが刑務所に赴き、暴力団離脱方法、社会復帰対策、就労支援に関する講話や個々面接等を実施します。

また、暴力団から離脱した者の社会復帰対策を推進するため、警察本部と徳島公共職業安定所、徳島刑務所等の関係機関が連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導、就労を支援します。

さらに、暴追センターにおいては、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を広く周知させるなどして、協賛企業の拡大に取り組みます。

3　性犯罪をした者に対する指導等

ア　現状

・平成 30 年の徳島県内における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）による検挙人員数は 12 人で、前年に比べて 4 人減少しました。（出典：徳島県警察）

イ　国及び県の取組

・徳島保護観察所においては、加害者に対する専門的処遇プログラムの実施や被害者への相談支援を行うとともに、保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施しています。

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。

・県においては、薬物やアルコールなどを用いた性犯罪・性暴力について周知啓発を行うとともに、被害に遭われた方に対しては「性暴力被害者支援セン

ター『よりそいの樹とくしま』」において関係機関との連携の下、被害者のニーズに合わせた支援を提供しています。

・また、徳島県精神保健福祉センターにおいては、行動嗜癖による性犯罪行為に係る相談を受け付けています。

・県警察においては、子どもへの暴力的性犯罪で服役し出所した者で、警察庁が登録した者に対しては、所在確認を実施して、必要に応じて面談を行い再犯防止を図っています。

ウ　課題及び解決に向けた取組

・性犯罪をした者については、単一の機関のみで対応することが困難な場合が多いことから、国や県警察等の関係機関と連携して対応する必要があること。

⇒　引き続き関係機関と連携して現在の取組を進めることにより、性犯罪の防止及び被害者の支援を行います。

4　ＤＶ加害者に対する指導等

ア　現状

・平成 30 年の県警察における配偶者暴力事案に関する相談対応件数は 432 件で、前年に比べて 27 件増加しました。

イ　国及び県の取組

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。

・県においては、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、普及啓発等について取り組んでいます。
また、こども女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとしても機能し、配偶者等の暴力に悩んでいる方からの相談を受け、助言や必要な情報提供を行っています。

ウ　課題及び解決に向けた取組

・ＤＶ加害者については、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難な場合が多いことから、市町村や県警察、民間団体等の関係機関との協働を緊密に進める必要があること。

⇒　引き続き関係機関と連携して現在の取組を進めることにより、ＤＶの予防に向けた取組や、個々の被害者の状況に応じた多様な支援を行います。
また、国や民間団体等が進めている加害者更生のための指導に関する調査研究について、情報収集・提供に努めます。

⇒　県警察においては、加害者への指導警告その他事案に応じた適切な措置を講じ、更なる加害行為の防止に取り組むとともに、保護対策関係機関と連携して、加害予防のための取組を推進しています。

第６　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

１　民間協力者の活動の推進

ア　現状

・令和元年８月１日時点における保護司数及び保護司充足率は 471 人（93.1％）でした。　　（出典：徳島保護観察所）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
現　員	471(118)	472(120)	472(118)	472(119)	471(117)
充足率	93.1%	93.3%	93.3%	93.3%	93.1%

（　　）内は女性保護司数を内数にて表示

・令和元年６月現在で、徳島県更生保護女性連盟の会員数は、2,985 名、徳島県下のＢＢＳ会の会員数は 125 名、徳島県内の自立準備ホームは５団体となっています。

・また、民間において更生保護に取り組んでいる更生保護法人として、更生保護協会と徳島自立会があります。

イ　国及び県の取組

・徳島保護観察所においては、保護司と連携した保護観察中の者に対する指導監督及び補導援護並びに矯正施設に収容中の者の社会復帰を図るための生活環境の調整の実施に取り組んでいます。また、協力雇用主の情報交換の場を設けています。

・県においては、更生保護法人への助成支援に取り組むとともに、保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈することにより、更生保護事業関係者一同の意識の高揚を図っています。

ウ　民間団体の取組

・徳島県保護司会連合会においては、「少年の主張徳島県大会」の共催等による啓発活動や、保護司を対象とした研修会の開催などに取り組んでいます。

・更生保護協会においては、更生保護団体への金銭的支援や機関紙による広報・啓発活動を行っています。

・徳島県更生保護女性連盟においては、「社会を明るくする運動」への参画や、徳島自立会における食事サービスの実施や寄付、矯正展等の手伝いなどを通じた保護司のサポート等を行っています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・保護司及び篤志面接委員[13]、教誨師[14]等の高齢化が進む一方で保護司の候補者が少なく、定員数の確保が重要な課題であること。

・民間団体（徳島県更生保護女性連盟、ＢＢＳ会等）においても、新規会員の確保が困難であること。

⇒　県においては、引き続き現在の取組を進めるとともに、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力や、保護司をはじめとする民間協力者の活動について周知を図ります。

２　広報・啓発活動の推進

ア　現状

・平成 30 年度の「社会を明るくする運動」の行事参加者の延べ人数は 12,214 人、平成 29 年度は 13,601 人でした。（出典：徳島保護観察所）

イ　国及び県の取組

・徳島保護観察所においては、「社会を明るくする運動」を推進しています。

・徳島刑務所においては、「社会を明るくする運動」や矯正展の開催に取り組んでいます。

・徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、徳島県地域援助推進協議会の開催や非行防止教室等の地域援助活動の実施に取り組んでいます。

・また、県においては、「社会を明るくする運動」に対する協力や、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、少年非行の防止等に係る啓発活動を行っています。

さらに、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の中で、犯罪や非行を犯した人への偏見や差別の解消をめざし、教育・啓発の推進に努めることとしています。

加えて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、社会教育や学校教育において教育啓発を推進しています。

ウ　民間団体の取組

・徳島県更生保護女性連盟の県下 46 地区会長が県から薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、県内の各地域において開催される様々なイベントに参加し、薬

---

[13]篤志面接委員
矯正施設在所者が抱える悩みの相談に乗ったり、教養や趣味に関する指導を行うボランティア

[14] 教誨師
矯正施設在所者の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア（教誨（きょうかい）とは、矯正施設在所者の育成や精神的救済を目的として行われる活動をいう。）

物乱用等に係る啓発・広報活動を行っています。（再掲）
・徳島ダルクにおいては、フォーラムによる啓発等に取り組んでいます。
・民間団体全体では「社会を明るくする運動」及び関連する啓発活動に参加しています。

エ　課題及び解決に向けた取組

・更生保護などの再犯防止施策の重要性について、県民の理解を深める必要があること。
・協力雇用主の取組について、広く県民から理解され社会的にも評価される取組が必要であること。

⇒　県においては、こうした課題の解決に向けて、県広報誌等の様々な媒体や、「社会を明るくする運動」強調月間[15]及び再犯防止推進月間[16]などのあらゆる機会を活用して、再犯防止施策の重要性について、県民の理解を深めるための広報・啓発を実施します。

⇒　また、出所者を雇用した協力雇用主に対する優遇措置について情報収集及び検討を行います。

⇒　さらに、市町村における地方再犯防止推進計画の策定促進に向けて、徳島県市長会並びに徳島県町村会と連携して、必要な情報提供等を行います。

（注）「障がい」の表記について、法令や固有名詞等以外のものは「障害」を「障がい」と表記した。

[15]「社会を明るくする運動」強調月間
犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について、毎年７月を強調月間としており、期間中には街頭パレードや弁論大会等の各種イベントを実施して啓発･周知を行われている

[16]再犯防止推進月間
再犯防止推進法第６条に「国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、７月を再犯防止月間とする」と定められており、再犯防止シンポジウム等の広報･啓発活動が展開されている

参考資料

１　徳島県再犯防止推進計画策定検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　再犯の防止等の推進に関する法律第８条の規定に基づき，徳島県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下，「計画」という。）を策定するに当たって，徳島県再犯防止推進計画策定検討委員会（以下，「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。
（１）徳島県が策定する計画案に対して意見を聴取すること。
（２）その他，委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　委員会は，別表に掲げる機関及び団体の職員等の中から消費者くらし安全局長が委嘱する委員により構成する。

（役員）
第４条　委員会に会長及び副会長をそれぞれ１名置き，委員の互選により定める。
２　会長は，会務を総括し，委員会を代表する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は会長が招集し，会長又は会長が指名する者が議長となる。
２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会を開くことができない。
３　委員は，やむを得ない事情により委員会の会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。
４　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対し，会議への出席等，必要な協力を求めることができる。

（個人情報）
第６条　委員会の出席者は，会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は，徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課が行う。

（雑則）
第８条　本要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和元年８月６日から施行する。

この要綱は，令和２年３月３１日限り，その効力を失う。

附　則

この要綱は，令和元年８月１３日から施行する。

○別表（第３条関係）

有識者	徳島文理大学
行政（国）	徳島刑務所
	徳島少年鑑別所
	徳島保護観察所
	徳島地方検察庁
	徳島労働局
行政（市町村）	徳島市
	徳島県市長会
	徳島県町村会
関係団体（司法・更生保護）	徳島弁護士会
	徳島県保護司会連合会
	徳島県更生保護協会
	徳島県更生保護女性連盟
	徳島県ＢＢＳ連盟
	更生保護法人徳島自立会
関係団体（就労支援）	ＮＰＯ法人徳島県就労支援事業者機構
関係団体（福祉）	徳島ダルク
	徳島県地域生活定着支援センター
	徳島県社会福祉協議会

２　計画策定までのプロセス

平成 31 年３月 13 日	再犯防止推進計画勉強会 ・県庁内関係各課が参加し、国の再犯防止推進計画や関係する取組等について情報共有
令和元年８月 21 日	第１回徳島県再犯防止推進計画策定検討委員会 ・県計画の策定方針や各団体等における再犯防止の取組について確認
令和元年 11 月 20 日	第２回徳島県再犯防止推進計画策定検討委員会 ・県計画検討案について意見交換
令和２年１月 22 日	第３回徳島県再犯防止推進計画策定検討委員会 ・県計画素案について意見交換
令和２年２月 12 日 ～３月 12 日	パブリックコメントの実施
令和２年３月 31 日	県計画の公表